

平成28年勝浦町マラソン議会（6月会議）会議録第1日目

1 招集年月日 平成28年6月29日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 6月29日 午前8時57分 議長 国清一治

散会 6月29日 午後2時26分 議長 国清一治

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	仙才守	2番	松下一一
3番	美馬友子	4番	麻植秀樹
5番	松田貴志	6番	籾公一
7番	国清一治	8番	森本守
9番	井出美智子	10番	大西一司

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

5番	松田貴志	8番	森本守
----	------	----	-----

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	藪下武史
教育長	椎野和幸	参事兼 企画総務課長	野上武典
税務課長	笹山芳宏	福祉課長	大西博己
産業交流課長	海川好史	住民課長	籾和夫
簡易水道対策室長	松本博文	教育委員会事務局長	河野稔彦
勝浦病院 事務局長	山田徹	会計管理者 出納室長	岡本重男

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 久木喜仁

1 議事日程（第1号）

開議宣告

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第4 議案第1号 平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）について

日程第5 議案第2号 平成28年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第6 議案第3号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第4号 過疎地域自立促進計画の一部変更について

日程第8 報告第1号 平成27年度勝浦町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第9 報告第2号 平成27年度勝浦町簡易水道事業特別会計継続費繰越計算書について

日程第10 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで（第1号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前8時55分 開議

○議長（国清一治君） 皆さんおはようございます。

開会前に二、三、お願いをしておきますが、本日の6月会議は生比奈、横瀬小学校、勝浦中学校の子ども議会を予定をいたしておりますので、町長、副町長、教育長、全課長さんの出席をお願いいたしました。ご協力よろしく申し上げます。

なお、日程についてまた議運のほうから報告がありますけれども、休憩中の10時45分ごろからの予定としておりますので、お願いをいたします。

それと、本日の議案の第3号は、執行部のほうから一部訂正があるということでお手元に配付しておりますが、議案の詳細説明のところであわせて説明をしていただきたいと思えます。

それでは、ただいまから平成28年勝浦町マラソン議会6月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第1、諸般の報告を議題といたします。

会議等への出席状況ですが、各地区におきましての敬老会にそれぞれ議員が出席いたしました。

5月13日、上勝町で開催された勝浦郡町村会総会に麻植副議長と私が出席しました。

5月21日、大阪府で開催された近畿ふるさと会第23回総会に仙才、美馬、麻植、大西議員と私が出席しました。

5月23日から24日まで、災害復旧状況現地調査等の視察のため、和歌山県那智勝浦町に防災特別委員会が出張いたしました。

5月26日、小松島市で開催された平成28年度小松島地方防犯連合会総会に私が出席しました。

同日、勝浦町で開催された勝浦町商工会第56回通常総会に麻植副議長が出席しました。

同日、徳島市で開催された徳島県町村議会女性議員連盟視察調査に美馬議員と井出議員が出席しました。

同日、勝浦町で開催された勝浦町国民健康保険運営委員会協議会に松下、美馬、森

本，井出議員が出席しました。

5月30日から31日まで東京都で開催された平成28年度町村議会議長・副議長研修に麻植副議長と私が出席しました。

6月6日，勝浦町で開催された南部農免農道整備事業促進期成同盟会総会に美馬，大西議員が出席しました。

6月11日から12日まで東京都で開催された関東阿波かつうら会第20回記念総会に大西議員，麻植議員，美馬議員と私が出席しました。

6月27日，勝浦町で開催された平成28年度勝浦町人権教育推進協議会総会並びに研修会に美馬議員と私が出席しました。

次に，監査委員から平成28年4月，5月分の例月出納検査の結果について報告書が提出されておりますので，報告しておきます。

次に，法第121条第1項の規定により，説明者として出席を求めたのは中田町長，藪下副町長，椎野教育長，野上参事ほか全課長でございます。

なお，柳澤建設課長が都合により欠席しておりますので，かわって松本簡易水道対策室長が出席をいたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第2，会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は，会議規則第128条の規定により，議長において指名いたします。

平成28年勝浦町マラソン議会6月会議における会議録署名議員は，5番松田議員，8番森本議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第3，議会運営委員会所管事務調査報告を議題といたします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

美馬議会運営委員長。

○議会運営委員長（美馬友子君） おはようございます。

6月9日に議会運営委員会を開きましたので，協議結果を報告いたします。

会議日程は、本日1日を予定といたします。

なお、午前10時30分ごろまでに一旦審議を中断、休憩とし、休憩中に子ども議会を開催いたします。再開は午後1時30分の予定としておりますが、子ども議会の終了時間によっては再開時間を変更する場合がありますので、ご協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、この6月会議における第一読会での全ての議案審議は、会議規則第52条にある議長が議員として質疑を行うときは、会議規則第53条にある自由討議と同様に議長席で行うことと決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（国清一治君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第4、議案第1号、平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）についてから日程第7、議案第4号、過疎地域自立促進計画の一部変更についてまでを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から開会の挨拶並びに議案第1号から議案第4号まで一括して趣旨説明を求めます。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 皆さんおはようございます。

平成28年勝浦町マラソン議会6月会議の開会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私にわたり何かとご多用のところご出席を賜りまして、深く感謝を申し上げます。また、議員の皆様方におかれましては、日ごろから町行政の発展にご尽力をいただいておりますことに対しましても、厚く御礼を申し上げます。

さて、5月21日には近畿かつうらふるさと会総会、6月11日には関東阿波かつうら会20周年記念総会が行われまして、国清議長初め議員の皆様方とともに参加をしてま

いりました。総会に続く懇親会では、勝浦町談義に花が咲きまして、勝浦町出身者の方々との交流が深められました。最後には阿波踊りをしまして、大いに盛り上がったところでもございます。

5月30日には、ごみ処理施設の広域整備に向けました協議の再開につきまして、濱田小松島市長さんを初めとする4名の自治体市長とともに、徳島市長に要望に行ってまいりました。徳島市長からは、財政面を含め広域整備のメリットを十分認識しており、協議の場を設け、スピード感を持って対応したいとのことでもございました。ごみ処理問題につきましては、町民生活を考える上で欠かすことができない重要な問題でもございます。今後とも、関係自治体と連携を図りながらしっかりと取り組んでまいります。

6月3日から4日にかけて、恒例の与川内ホテルまつりが開催されまして、例年同様町内外からたくさんの方々のお越しをいただきまして、勝浦町の豊かな自然を満喫をしていただきました。まつりにつきましては今回が14回目の開催となっておりますが、これまで蛸がすめる環境づくりなど、まちづくりの開催に対しまして何かとご尽力をいただいております関係者の皆様方に改めて厚く御礼を申し上げますとともに、町といたしましても引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

それでは、本会議に上程をいたしております議案4件につきましての提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号、平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,444万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,544万7,000円とするものでございます。

次に、議案第2号は平成28年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,193万7,000円とするものであります。

議案第3号、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、本町の職員等の旅費に関する条例につきまして、外国出張に対する規定が

なかったため、外国出張に対する必要な規定の改正を行うものであります。

議案第4号は、過疎地域自立促進計画の一部変更についてでございます。これは、過疎地域自立促進計画の事業計画につきまして、勝浦町地域活性化センター——仮称でございます——整備事業と町道石原家谷中山線改良事業を追加するものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、ご審議をいただきましてご決議賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（国清一治君） 町長の説明は終了しました。

次に、詳細説明を関係各課長に求めます。

議案第1号、議案第3号及び議案第4号について。

野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 議案第1号、平成28年度勝浦町一般会計補正予算でございますが、初めに2ページをお開きください。

今回の補正予算の歳入は、特定財源といたしまして13款2項国庫補助金、補正額666万6,000円、一般財源といたしまして18款1項繰越金、補正額1,778万1,000円を追加補正いたしております。

3ページをごらんください。

補正予算の歳出は、2款総務費、1項総務管理費、企画総務課関係予算として補正額129万7,000円、2項企画費、産業交流課関係予算といたしまして補正額2,315万円を追加補正いたしております。企画総務課関係の補正予算につきましては、事項別明細3で説明させていただきます。

7ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、2目財産管理費につきましては、15節工事請負費で、ただいま議場内の音響録音通話設備を議場内から第3会議室に移転する工事ほか、庁内LAN以外の外部通信回線、庁舎内のサイン案内板を追加設置する補正予算でございます。

4目諸費につきましては、19節負担金補助及び交付金で、地区運営等の統合補助金が、地区の世帯数を算定基礎にする区分において、予算時の見積もりから当初予算の

開始前に増加した地区があったため増額するものと、久国地区集会所の厨房床板が腐ったため抜け落ちそうになったことから、緊急に修繕する事業の補助金を追加するものでございます。

続きまして、議案第3号でございますが、朝お配りしました議案書の差しかえをお願いいたしたいと思っております。訂正箇所につきましては、中段より下にある第6条ただし書きの部分の改正条文を削除いたしました。説明資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただいております。こちらのほうをごらんになりながら説明いたしたいと思っております。お聞きください。

議案第3号、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例でございますが、今回リオデジャネイロオリンピックの文化交流事業に職員を派遣するに当たり、既定の条例では外国旅行に関する条文がなかったことと、今回の見直しに合わせて条例の一部を改正するものでございます。

初めに、第2条の第1項第1号の改正でございますが、ただし書きによりこの条例による旅費支給対象者を町長が必要と認めた場合に、その他の一般職員について旅費を支給できることといたしました。

次に、同条同項に第3号外国旅行の意義についての1行を加えたものでございます。

続きまして、第5条旅費の種類に渡航雑費を加え、第7項宿泊費にただし書きを加えて、交通手段による夜間の移動については宿泊費の算定から除くこととしたものでございます。同条第8項、食卓料の改正につきましては、船舶と航空賃のほかに、他の交通手段による夜間の移動時及び宿泊料が不要な宿泊施設に宿泊する場合に食卓料を支給するものとしたものでございます。

同条第9項、渡航雑費は外国旅行に伴う雑費を支給するものでございます。

同条第10項は、外国旅行に係る旅費にかえて、旅行手当を支給できることと定めたものでございます。

1枚おめくりください。

第7条第1項及び第2項は、日当の日数を算出する序文でございましたが、第5条において規定されていることもあるため削除するものでございます。

第8条、鉄道賃については、2階級に区分されている路線について外国旅行時の等

級を定めたもので、第7条を削ったため第8条が第7条となります。

同様に第9条が第8条となり、第8条の2、航空賃では第2項を加え、外国旅行における運賃で階級が区分されてる場合に、職責により区分けしたものでございます。例えば、第1号では、3階級以上に区分されている航空路の場合、町長は最上級の直近下位の級の運賃、町長以外の職員はさらに町長の級の直近下位の運賃が支給されるということとなります。

第10条を第9条とし、条文中別表とあるのを、外国旅行関係の別表第2を加えたため別表第1に改めたものでございます。

第11条を第10条とし、条文中の別表を別表第1に改め、ただし書きにより外国旅行の宿泊料、日当及び食卓料について、別表第2で定めた額を適用することとしたものでございます。

第12条以下を1条ずつ繰り下げて、第10条の次に第11条と第12条を加えます。第11条につきましては、外国旅行における渡航雑費を定めたもので、予防注射、査証手数料、外貨交換手数料、空港旅客サービス施設使用料並びに入出国税についての実費額を渡航雑費の額とするもので、外貨交換手数料につきましては外国での旅行に係る旅費を超えない額の交換手数料といたしております。

第12条は、旅行手当の範囲、額、条件及び支給方法についてその都度町長が定めるものと規定したもので、ただし書きで本条の基準を超える旅行手当を支給することはできないことといたしております。

最後のページでございますが、別表第10条、第12条を別表第1（第9条、第10条）に改め、別表第2（第11条、外国旅行関係）を加えたものでございます。それぞれの区分の額は、別表2をごらんください。別表第2で、日当につきましては、外国旅行の場合特別職3,500円、6級から3級までの職にある者3,200円、2級及び1級の職にある者3,000円、宿泊料におきましては特別職2万円、6級から3級までの職にある者が1万9,000円、同様に2級及び1級の職にある者も1万9,000円、食卓料につきましては、特別職6,000円、6級から3級までの職にある者5,500円、2級及び1級の職にある者5,500円といたしております。

以上、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明でございます。

続きまして、議案第4号をごらんください。

議案第4号の2枚目をお開きください。

議案第4号、過疎地域自立促進計画の一部変更についてでございますが、勝浦町地域活性化センター整備事業を過疎対策事業として推進するため、産業の振興の区分の計画の文中に、さらに観光地としての魅力を地域外に発信し、人の交流を促進するための活動拠点の整備を進めるという文を加えるものでございます。その上に、事業計画中の自立促進施策区分の欄中、産業の振興の中の事業名欄、観光またはレクリエーション施設に、事業内容欄、勝浦町地域活性化センター（仮称）整備事業及びそれから事業主体欄に勝浦町を加えるものでございます。

続きまして、交通量の多い町道改良を進めるため、同じく事業計画中の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の中の市町村道路の事業内容欄の町道坂本峠線改良の下に町道石原家台中山線改良、それから事業主欄に勝浦町を表に加えるものでございます。

なお、当該計画変更は、過疎対策事業債をこの事業に適用するために、過疎地域自立促進計画への掲載が必要となることから、今回の計画を変更することとなりました。

以上、議案第4号、過疎地域自立促進計画の一部変更についての詳細説明でございました。

企画総務課関係は以上で終わります。

○議長（国清一治君） 次に、議案第1号について、海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） 改めまして、本年度から産業交流課長を拝命いたしました海川でございます。町の産業が活性化するよう、議員の皆様のご教示を仰ぎながら精いっぱい努めさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。

それでは、議案第1号、勝浦町一般会計補正予算（第1号）の詳細説明をいたします。

産業交流課関係の一般会計補正予算でございますが、議案第1号の7ページをお開きください。

事項別明細の3、歳出で早速説明をさせていただきます。

下段の表でございますが、2款総務費、2項企画費、1目企画費については、地方創生戦略関連の産業交流課関係予算で、勝浦町活性化センター（仮称）の整備につい

て2,315万円を増額補正するものでございますが、6月議会への提案は、センター整備に関し特に急ぐ実施設計委託費及び公有財産購入費に限定した提案とさせていただいております。

それでは、13節委託料でございますが515万円でございます。これは、生名の多積酒店跡の空き店舗を改修し、センター整備の実実施設計費及び所有権移転業務委託料でございます。また、17節の公有財産購入費1,800万円です。これは、対象所在地につきましては勝浦町大字生名字太田の空き店舗下地でございます。

歳入につきましては6ページでございますが、13款国庫支出金、2項国庫補助金、8目総務費国庫補助金、1節の企画費国庫補助金で、過疎地域自立促進活性化推進交付金666万6,000円が充当されております。

以上が産業交流課関係の一般会計補正予算の詳細説明でございます。

○議長（国清一治君） 次に、議案第2号について、笹山税務課長。

○税務課長（笹山芳宏君） 議案第2号、平成28年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案第2号の資料をお開きいただきまして、6ページをお開きいただきます。

歳入でございますが、3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目特別補助金、1節の特別補助金、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金として54万円でございます。

それで、7ページ、歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、13節で事務委託料として54万円を補正するものでございます。この内容でございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、平成30年度から、都道府県内の市町村とともに国民健康保険の運営を行う制度改正が実施されることになっております。この変更に伴いまして、28年度において、国保事業費の納付金等の算定に必要なデータを抽出するために必要なシステムの改修の事業を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより詳細質疑を行います。

議案第1号について質疑のある議員は発言をお願いいたします。

5 番松田議員。

○5 番（松田貴志君） 議案第 1 号の歳出の部分で、企画費、公有財産購入費の部分でちょっと確認したいと思います。

この分で、事前に説明してもらったとき土地購入費ちゅう部分でしたが、現に旧の酒屋の建物があるじゃないですか。そのもともとの酒屋さんは多分土地を賃貸して、それで上に建物を建てとったと私は認識しとんですよ。その部分、それ以降建物の所有権がどこに移って、さらに今回の1,800円の中で購入費ちゅうんは土地代に限られるんか、また上物も含めての購入費になるのかという部分についてお答えいただきたいと思います。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 公有財産購入費につきまして1,800万円の内訳ですが、これにつきましては下地の用地代ということだけでございます。上物の空き店舗につきましては、所有権につきましては多積商店さんのものと思っております、多積商店さんのほうからはそのままご寄附をいただけるという形で聞いております。

○議長（国清一治君） 5 番……。

○5 番（松田貴志君） ありません。

○議長（国清一治君） いいですか。

ほかにございませんか。

6 番笹議員。

○6 番（笹 公一君） まず、2 点なんです、これの今の関連で用地取得、これ予算が決まったらいつぐらいに譲渡が終わる予定なんか、それともう一点、財源についてなんです、財源のことは参事のほうがいいのかもわからんのですが、現在勝浦町の土地開発基金はちょうど1,800万円余りあると思うんです。これは今回用地購入費が1,800万円ということなんです、基金の有効活用ということで以前から議会からもあって、基金条例から見てみてもこの用地取得にその基金が一番該当しやすいと思うんですが、今回一般財源からかなりの、1,600万円出されてますが、この用地取得費の財源として土地開発基金を使うというようなことを検討されたのかどうか。検討されたのなら、どういう内容でいきさつ、経過になったのか、その点についてちょっと答弁をお願いします。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） この財源につきましては、一応国の補助金を充てておりました、今回の予算については国の補助金を充当させておるということで、土地開発基金の検討はできておりません。

それと、譲渡の売買契約の話でございますが、議会で議決されましたら直ちに当事者と交渉に入っていきたいと考えておりました、売買契約が結べましたら、また議会への売買契約に伴う議会への提案というような形で進むと思っております。特別委員会のほうでも説明させていただきましたが、工程的には7月、8月あたりをめどに、たちまちの用地の詳細測量を進めまして売買面積を確定させるということと、近隣との境界確定が必要になってまいりますので、近隣との境界確定を終えた後で詳細な売買面積を確定させるということで、その後で売買契約という形になってくるかなと思いますので、最終面積を確定して売買契約を結ぶまでには2カ月ぐらいはかかるかなとは考えております。

以上です。

○議長（国清一治君） 野上参事、あります。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 財源のことですが、土地開発基金というのは検討はできておりませんが、実は余り期待をされてはあれなんです、過疎対策事業債につきまして、一連の事業として用地取得についても適用にならないかということで、今県及び財務事務所のほうに協議中でございます。その結果を待つということ、ただ記載というものにつきましては用地取得については大変難しい面があるんですが、多少検討いただけるような状況ではございますので、そちらのほうがいければ一番いいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（節 公一君） 確認ですが、今までには基金の活用というのは考えんと、まずは過疎債が適用になるかどうかで、適用になれば財源の振りかえをするということですね。ある程度それにちょっと希望的な観測を持つとというようなことだと思いますが、以前からこういう基金の有効活用ということで、今勝浦町はいろんな基金がたくさんあるんですが、それを目的別に沿ったものになればその基金を活用して、

その余った財源は財調とか減債基金のほうに振り分けて、そちらのほうをふやしたほうが運用的にしやすいんでないかと、非常に柔軟性が持てるんじゃないかというようなことで、以前から議会とも言いよったと思うんですよね。今回これ非常にええ機会と思ったんで、金額的にもあるし、一般財源を使うんならぜひその基金を有効に使うというようなこともあってしかるべきであったのではないかなというような気はしたんですが、今後こういうことがあったら、基金の有効活用ということについて参事はどのように認識してますか。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 開発基金ですが、開発基金の中には土地を所有している部分もございます。また、突発的ではないんですが、緊急に用地を取得する場合、事業が次の年度というようになった場合に、多少の開発基金の手持ちの現金というものがなければ、そういった用地も取得しにくいというところがあるのかなと思います。

ただ、議員おっしゃるように、ほかの基金、産業交流課の農村整備、ふるさと・水と土というような基金も毎年100万円ずつの基金を取り崩して、中山間事業とか農地の有効活用といった事業に充当しておりますので、ほかの基金につきましても制度的に活用できるものは、今おっしゃるように、ためておくだけでなくもう少し使い道を検討する時期が来ているのかなというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） よろしいか。

○6番（節 公一君） はい。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

10番大西議員。

○10番（大西一司君） 関連なんですけど、公有財産購入費、鑑定結果に倣っての金額だろうと思うんですが、従来事務の優遇措置なんかをやってきた経緯がずっとありますよね。今回これができなんだというのはどういう要件があったんでしょうか。取得税はかかるわ、国民健康保険はどっと上がるわ、この用地、地主さんはかなり協力的でやってくれとると思うんですが、我々も協力要請した限りかなり、そういうことも頭に置いてお願いもした経緯もあるんですが、結局全優遇措置がないということ

ちょっと困惑しとるところもあるんですが、どういう要件でそうなったんかちょっとお願いしたいと思います。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 用地の交渉というか、用地の税控除の話でございますが、当初道の駅等におきましても、道路法に基づく公共施設用地、道路法に基づく公道の下地については税法の適用が受けられるということでした、今回の活性化センターは、町が当然買収をして進めていくんですけれども、町が買収を進めていくに当たっても、道路区域に入っていないといったために税控除が受けられないということになっています。

ただ、地方公共団体が買収するということで1割、10%の控除は受けられるということにはなっておるんですけれども、全額控除は受けられないということになってます。当初、事業認定を受けて税金の税控除を受けられるような形を検討しておったわけですけれども、事業認定を申請するに当たり、委託事業認定申請に係る書類の整備に係りまして莫大な経費がかかるということになってきまして、そこまでの経費もなかなかかけられないといったあたりから、事業認定の取得がなかなか難しいというあたりを地権者あたりとちょっとお話をさせていただいて、現状の税控除が受けられないんですけれども、ご理解をいただいたということでございます。1割、10%の控除については受けられるということには変わらないんですけれども。

○議長（国清一治君） 10番議員。

○10番（大西一司君） 従来、道の駅との差は歴然としとんで、そのようなつもりで進めておったんですが、結果的にそれが適用されないというようなことで、これは地権者も了解しとんでこれ以上のことは言わんのですが、世話したちゅうか、中に入っているいろいろお世話した者としてはちょっと不本意な結果になったなという気はするんですが、その点何とか町税とか保険料とか、ほかに優遇策はないもんかなと思うんですが、これ以上のことはないんですかどうなんですか、1割しか。

○議長（国清一治君） いける。

海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 事前にですけれども、徳島税務署なり県の用地対策課あたりで何とか控除が受けられる方向を、年度当初からずっと模索はし続けてはき

たんですけれども、事業認定を受ける以外に方法はないということでした。

○10番（大西一司君） もうこれ以上言いません。

若干でも何かそういうことだったら、事業認定をとるのに経費がかかる、その分の何ぼかはちょっと見てあげたらなという気もないことはなかったんですが、本人が了解しとんで、一応指摘だけさせてもらうときます。

もう一つ、設計監理委託料470万円、これは町内、町外問わず応募するわけですか。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 今のところ、ちょっと設計委託をどの業者にどういう形で発注するかということについて、これから検討を始めていきたいと思っております。

○10番（大西一司君） まだ、ほんな具体的に。

終わります。

○議長（国清一治君） 議案第1号について、他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第2号について質疑のある議員は発言をお願いします。

ございませんか。

6番 笹議員。

○6番（笹 公一君） 国保の特別会計補正予算について1点ちょっと確認したいんですが、今回平成30年からの県への移管に対するデータのシステムを改修するという事で54万円計上されとんですが、これで全部終わるんですか、いけるんですか、それともまだ30年まではかなり間があるんですが、まだ今後こういう改修費が必要になってくるんですか。そこらあたり、税務課長。

○議長（国清一治君） 笹山課長。

○税務課長（笹山芳宏君） 先ほども申し上げましたように、初めて出てきます県への納付金の算定という項目をするためのシステム改良でございます。それ以外も出てくるかどうかにつきましてはまだ定かではないんですが、たちまち新しく出てくる県への納付金の算定をするためのシステム改良費のみでございます。

○6番（笹 公一君） まだ不確定なところがあるということですね。

○議長（国清一治君） 笹山課長。

○税務課長（笹山芳宏君） はい、そうでございます。

○6番（笹 公一君） わかりました。

○議長（国清一治君） 議案第2号について他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第3号について質疑のある議員は発言をお願いします。

5番松田議員。

○5番（松田貴志君） 2点ほどお願いします。

まずは、別表第2の分についてでありますけれども、それぞれ金額が示されております。こういった金額という算定の根拠の部分についてお聞きしたいのと、それともう一点、今いろいろマスコミでも騒がれております航空運賃等の話になると思うんですけれども、この分について、一応ここには町長とそれ以外の職員についての運賃の差の部分を第8条の2の部分に示されております。ここにおいて、一応私ももし聞かれたら説明せないかんでわかりやすく、差をつけてる理由、第8条の2の部分についての差をつけてる理由についてちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 今回改正に当たりましては、県の条例等を参考にさせていただいている部分が多いかと思えます。その中で、まず別表第2の表につきましても、県の同じような職員の旅費に関する条例の中から少しずつ割合を減らしまして、この規定に定めさせていただきました。

航空運賃につきましては、今回例えばということで、3段階あるファーストクラス、ビジネスクラス、エコノミークラスという場合であれば、県であれば知事は一番上のファーストクラス、その下のいわゆる特別職的な管理職がその中段の下位の級、クラスと、最後その下位が一般職員というふうに県のほうで決まっておりましたので、ちょっと町長には我慢していただいて、1つ下の真ん中のクラスからということで設定をさせていただきました。それが、当然今回の条例改正の位置づけというふうにはさせていただいております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 5 番議員。

○5 番（松田貴志君） まず、1 つ目の質問で、別表第 2 の部分で県を参考にしたということで、あえてここで県より少し下げる必要があったのかどうかというのは私は疑問に思うんですよね。県は妥当な額として多分計上されてると思うんです。それをあえてする必要はないし、さらに今後もしリオ五輪派遣以降もこういうことがあったことも考えたら、特にこの宿泊料についてはもう少し余裕を持った金額にしておいてもよかつたんでないのかなと。特に、今回のリオ五輪については、いろいろ言われてるところでは、旅行代理店とかを利用すれば当初想定した額の何倍も、一例でいうと 10 万円ぐらいかかるんでないかとか、1 泊 10 万円ぐらいかかるんでないかとかも言われている部分もあるんですよね。そこらあたりを考慮をする必要はなかったのかという部分についてちょっともう一回ここはお聞かせいただきたいのと、先ほどの航空運賃について、私が言いたかったのは、私もそら何度か海外に行ったことはありますけれども、飛行機の中でいろいろと職員、町長との間でやりとりすることも考えれば、できるだけ同じ場所にいたほうがやっぱりコミュニケーションも図れるし、いろいろと便利な部分もあるんでないのかなと思うんです。ここに書いてあるのは、これだけの旅費を支給できますよという部分を書いてあると思うんです。あとこれは実態に合ったような使われ方をするとすると思うんですけれども、ここは柔軟に、仮に今回のリオについてもわざわざビジネスとエコノミーに分けるというのを、この条例において決めつけているわけではないんですよね。ここの部分についてちょっと確認をお願いします。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 改正された条文全部を参考資料でおつけしといたらよかつたんですが、議員おっしゃるように、今回もリオデジャネイロオリンピックということで、大変特別な事情がある地域への旅行となっておりますし、また当地の治安が非常に悪いというようなことで、宿泊する先のホテル等については、職員を派遣するわけでございますから、なるべく安全に健康で帰ってきていただきたいというのがあって、こういった特別事情の場合の旅費設定についてはということで、今回の改正された第 15 条の、改正の中にはないんですが読み上げさせていただきます。

す。

任命権者は、職員がこの条例の規定による旅費により出張することが、当該出張における特別の事情により、または当該出張の性質上困難である場合には、町長と協議して定める旅費を支給することができるというふうになっておりますので、このあたりの適用になるうかと思えます。

また、町長との航空機内でのコミュニケーション、これも同じように、例えば現地へ行くまでの間に十分な協議をしながら行かなければならないというような状況の場合であれば、同クラスの航空運賃を出すことも必要でなかろうかとは思いますが、通常そういったことがない場合は、やっぱりこういった区分けは必要かなというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） できれば、その別表第2の部分の宿泊料についてのそういった部分をつけてもらえたら、多分最初の1個目の質問はなかったのかなと思うし、ちょっとそこらあたりはまた条例で出てきたときにしっかりと確認したいと思しますので、それと航空運賃については、できればそういった部分を上のクラスに合わすんでなしに、ほういった事情があるんでしたらできれば下のほうの事情に合わせていただいたほうが、旅費についても多分ビジネスになったら1.5倍かそこらかかるのかな、2倍もはかからんと思うんですけど、そんなことも考えれば最近の社会の風潮に流されるのもどうかなと思うんですけど、実際のところそこまで必要なかなと、私自身航空機内での、確かに快適性も要るんだろうけど、きょうびの国際線はエコノミーでも十分サービスが充実してますし、いけるんでないかなとこれは私の思いであると希望なんで、これは要望しておきます。

あと、今回こ当初予算で派遣費の部分が出されてました。しっかりと勝浦町をPRしてきてほしいと思います。

以上です。

○議長（国清一治君） よろしいか。

議案第3号、他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第4号について質疑のある議員は発言をお願いします。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第1号から議案第4号までを第二読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定をいたしました。

議事日程の都合により、休憩といたします。

午前9時56分 休憩

午後1時58分 再開

○議長（国清一治君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議なしと認めます。

それでは、総括質疑を行います。

議案第1号について質疑のある議員は発言をお願いします。

ございませんか。ありませんか。

5番松田議員。

○5番（松田貴志君） 議案第1号、平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）について質疑をしたいと思います。

先週の木曜日、観光協会の総会が行われ、活性化協会に向けて組織の改編移行がされる予定になっていると思います。その中で、1点だけ考えを伺いたいんですけども、今回土地購入費として1,800万円計上されておりますが、ここに至る過程において、観光協会から活性化協会に向けての組織の改編の過程、また組織の強化等につい

て議員の中からいろいろと疑義が出ていた中で、今回の予算の計上においても事前の内容から少し変わったふうに私は思っております。

その中で、1点だけ町長のほうにお伺いしたいことは、新たな活性化協会の組織においても引き続き会長という役割を務められるというふうに私は伺っております。その中で、今回この活性化協会の核となる施設をこれから建築するに当たっての土地購入費を計上する中で、どのように活性化協会を観光協会から発展させて、またこれから運営費等が計上されてくることと思えますけれども、今後においてこの組織をどのような形で、総合戦略に位置づけてある交流人口の増加、また移住者、定住者の増に向けてのいろいろな事業遂行に結びつけていくのかという決意のほどをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 議案第1号、平成28年度勝浦町一般会計補正予算につきましてのご質疑にご答弁申し上げます。

観光協会につきましては、せんだっての総会におきまして活性化協会を設立したところでもございまして、何回となくいろいろなこの観光協会の組織そのもの、また活性化協会の組織につきましても、町長が会長をすべきでないというようなご意見もございました。新しくこうした活性化協会を立ち上げることといたしまして、従来の観光協会であれば役場の職員がやっていたようなところを、全く新しく組織を衣がえしまして、できるだけ民間の発想といいますか、民間の人を入れて自由な発想ができるような、そして従来の観光協会の行政の仕事だけでなしに、移住、定住、それから新しく人材の育成もしていきたいと。幅広く、特にこのたびの勝浦町創生総合戦略のときにも、町民の多くの皆様方から情報発信の仕方といいますか弱さといいますか、そういうことも指摘されておりますので、できるだけ活性化協会を充実、発展させることによりまして、いいところをどんどん発信していきたいというようなことで、今回活性化協会を立ち上げさせていただいたところでもございまして、私ども決して私がどうこう、会長という役目には携わっておりますけれども、実質は事務局が一生懸命やることによって、私も町としましても支援をすることによって、さらに大きな成果が上げられるようにというようなことで、今回会長を引き受けたようなところでもございます。どうかご理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 6 番議員。

○6 番（節 公一君） 私自身、今回活性化協会——仮の名前であるでしょうが——の会長に町長がなられるということに関しては、何ら異議を唱えるものではございません。また、活性化協会に対して、今の役員さんが会長を町長が務められることに対して期待しておることは、やはり一番は財政的な支援ではないのかなと思っております。そこらあたりは、今町長さんがおっしゃったように、しっかりと支えていくという言葉もいただきましたし、私が一番聞きたかったのは、こういった形で予算計上になりましたけれども、この間の議論において、会長としてのリーダーシップという部分がこれからの活性化協会の成功にかかってくるのかなと私自身は思うんですね。

形だけの会長となったら、実際活性化協会が、これから4年間かけて実際の目標を設定して、その目標を達成するために活動する中で、町長というもちろん町としての方向性も示す中でさらに踏み込んで、いろいろと町長さんが描くこの勝浦町の未来をどうしていくのかという部分も事務局の職員に対してしっかりと注入して、事務局体制を遂行してほしいなと思うてんです。何よりも成功してほしい、新たな人材を雇って、またそういった人材育成をしながら、これからの勝浦町の支えになるような組織として羽ばたいてほしいちゅう気持ちが強くあるんで、先ほどの町長の答弁では少し物足りないなと私は感じました。

もしもう一度、思いなんですよ、多分その思いがあれば事務局も応えてくれるだろうし、またそれに携わる各種団体の方も、町長があれだけ言いよんやけん自分やも頑張ってみようかという気持ちにもなるのかなと私は感じます。できれば、もう一回そういう思いの部分、事務的な部分はいいいので、思いの部分をお答えいただいて、質問とさせていただきます。

以上です。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 議案第1号、平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）につきましてのご質疑にご答弁を申し上げます。

先ほど来申し上げたとおりでございます。やはり勝浦町も人口減少になかなか歯どめがかからないと。一方では、人口を2040年には4,000人とか、そういうような目

標も掲げて前に進んでおるところでもございます。

そうしたことから、私みずからもそうですけども、魅力あるまちづくり、子育てに優しい町とかいろいろな教育に整備ができている町とか、徳島3市からも非常に近いと、道路整備をすることによってさらに利便性が高まるというようなことの魅力を大いに発信をしまして、情報発信をすることによって少しでも転入転出の差を縮め、そしてまた子育てをすることによっての人口減少に歯どめをかけて、さらに増加につなげていきたいというような強い思いで、今回この活性化協会を発足することによって、そういうような大きな力で情報発信をしていきたいというような思いで、今回私自身は思いがございまして、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第2号について質疑のある議員は発言をお願いします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第3号について質疑のある議員は発言をお願いします。

議案第3号。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第4号について質疑のある議員は発言をお願いします。議案第4号。

1番仙才議員。

○1番（仙才 守君） この活性化センター、仮称になってます、このことについて質問なんですけれども、私この地域活性化センターという名前がちょっと大きいというか、何でもかんでも活性化について皆せないかんようなことになるんじゃないかという危惧を持ってるわけです。例えば、交流促進あるいは移住促進とかというのが主目的というふうに聞いておりますけれども、何分その事務局のメンバーもそないたくさんおるわけではないのに、活性化ということで全部ここへ持っていくようなことに

なったら、機能不全に陥るんじゃないかというふうに危惧をしております、この名前の考え方について今何か、このままいくのか、それとも何か別の案があるのかについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 過疎計画の変更のところでご質問がありました。

地域活性化センターの名称ということでございますが、まず過疎計画の中の位置づけとして、観光またはレクリエーション施設という項目に、変更前には何もなかったというところで、今回この地域活性化センター——仮称でございますが——整備事業というのを載せておくことによりまして、過疎対策事業債が適用になるということでございます。

名前につきましては、地域活性化協会が、これももっといいネーミングもできるんじゃないかなと私自身は思っておりますが、あわせて地域活性化センターにつきましてもその目的等に沿いました名称を、現在地域活性化協会及びその関係者、関係団体の中で今後検討されていくことになるのかなというふうに考えております。そのときにどういった、公募によるのかあるいはいろんな方に意見を聞くのかと、そういったことは今後この活性化協会を中心とした中で考えていくことというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 1番議員。

○1番（仙才 守君） 結構です。ちょっと言うときたかっただけなんで。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。ない。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

以上で本件に対する総括質疑を終了します。

お諮りします。

本件を第三読会に付することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ございませんので、本件は第三読会に付することに決

定しました。

これより第三読会を開きます。

議案第1号から議案第2号までを一括して討論と採決を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(国清一治君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号、平成28年度勝浦町一般会計補正予算(第1号)についてから議案第2号、平成28年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号から議案第4号までを一括して討論と採決を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（国清一治君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第3号、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号、過疎地域自立促進計画の一部変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第8、報告第1号、平成27年度勝浦町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから日程第9、報告第2号、平成27年度勝浦町簡易水道事業特別会計継続費繰越計算書についてを一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 報告2件につきましてご説明を申し上げます。

報告第1号は、平成27年度勝浦町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

平成28年勝浦町マラソン議会3月議会でご決議いただきました事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越し、別添繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものでございます。

次に、報告第2号は、平成27年度勝浦町簡易水道事業特別会計継続費繰越計算書についてであります。

川北簡易水道事業につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定によりまして、継続費繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものでございます。

以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明をいたさせますので、よろしくお願ひ申し上げまして、ご報告とさせていただきます。

○議長（国清一治君） 続いて、詳細説明をお願いします。

野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 報告第1号、平成27年度勝浦町一般会計繰越明許費繰越計算書についての詳細を申し上げます。

2枚目の平成27年度勝浦町一般会計繰越明許費繰越計算書をごらんください。

2款総務費、1項総務管理費のうち、電算システム更新事業につきましては繰越額

475万2,000円で、財源は一般財源繰越金でございます。同総務管理費、情報セキュリティ強化対策事業につきましては繰越額1,252万1,000円で、財源は国庫補助金の地方公共団体情報セキュリティ強化対策費545万円、また地方債の補正予算債540万円及び一般財源の繰越金167万1,000円でございます。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費の年金生活者等支援臨時福祉給付金につきましては繰越額4,234万円で、財源は国庫補助金、臨時福祉給付金事業費補助金が全額充当されます。

2項児童福祉費の子供のための教育・保育事業費補助金は繰越額64万8,000円で、財源は国庫補助金、子供のための教育・保育事業費補助金32万4,000円、一般財源繰越金32万4,000円でございます。

6款の商工費、1項商工費の四国のみち鶴林寺公衆便所改築事業につきましては繰越額1,236万円で、財源は国庫補助金の自然環境整備交付金544万5,000円、過疎対策事業債657万円及び一般財源繰越金34万5,000円でございます。

7款土木費、2項道路橋梁費のうち、県単道路改良事業につきましては繰越額754万5,000円で、財源は一般財源繰越金754万5,000円でございます。この事業費につきましては、3月の補正予算におきまして限度額を800万円としておりましたが、繰り越した額につきましては754万5,000円でございます。

それから、同じく道路橋梁費のうち、道路改良事業につきましては繰越額500万円で、財源は国庫補助金社会資本整備総合交付金262万3,000円、一般財源繰越金237万7,000円でございます。

最後に、8款消防費、1項消防費の棚野地区防災備蓄倉庫設置事業につきましては繰越額200万円で、財源は県補助金の進化する「とくしまゼロ作戦」緊急対策事業補助金100万円、一般財源繰越金の100万円でございます。

以上、平成27年度勝浦町一般会計繰越明許費繰越計算書についての詳細説明といたします。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 次に、報告第2号について、松本簡易水道対策室長。

○簡易水道対策室長（松本博文君） 柳澤建設課長にかわり出席をさせていただきます。本年度から簡易水道対策室長を拝命いたしております。

力不足ではありますが、真面目に取り組みたいと思っておりますので、ご指導よろしくお願いいたします。

報告第2号、平成27年度勝浦町簡易水道事業特別会計継続費繰越計算書について報告を申し上げます。

2枚目の繰越計算書をごらんください。

1款簡易水道費、2項簡易水道建設費、事業名、川北簡易水道事業、継続費の総額5億6,832万2,000円。平成27年度継続費、予算現額、予算計上額7,353万8,000円、前年度繰越額1,261万801円、計8,614万8,801円、支出済額及び支出見込み額7,490万160円、残額1,124万8,641円、翌年度繰越額が1,248万641円で、財源内訳は一般財源でございます。

報告は以上でございます。

○議長（国清一治君） 詳細説明は終わりました。

この際、質疑はございませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑はありませんので、以上で2件の報告は終了しました。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第10、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については原案のとおり派遣することに決定いたしました。

以上で6月会議の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全て終了しました。

これにて散会します。

お疲れさんでした。

午後2時26分 閉会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員